

規制の事前評価書

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|---------------------------|--------|--------------------|--------|---------|
| 政策の名称 | 精神保健福祉法における医療保護入院者の退院を促進するための措置の充実について | 担当部局名 | 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課 | 作成責任者名 | 精神・障害保健課長 重藤 和弘 | 評価実施時期 | 平成25年4月 |
| 法令案等の名称・関連条項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4、第33条の5、第33条の6(いずれも新設) | | | | | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>医療保護入院は自傷他害のおそれはないが、医療及び保護のため入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態にない者を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び保護者(今回「家族等のうちいずれかの者」に改正)の同意があれば入院させることができる入院制度ですが、入院が長期化しやすいことや、退院後の地域生活への移行の支援が十分でないこと等が課題となっています。</p> <p>「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム(第3R)」の報告書(平成24年6月28日とりまとめ)でも、入院当初から早期の退院を目指した手続を導入すること等の必要性が指摘されており、こうした指摘も踏まえ、医療保護入院により精神科病院に入院している精神障害者(以下「医療保護入院者」という。)の早期退院及び退院後の地域生活への円滑な移行を促進するため、精神科病院の管理者に対して、以下の措置を講ずることを法律上義務付けることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後生活環境相談員(精神科病院に勤務する精神保健福祉士等)を選任し、当該者に医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせること(第33条の4) ・医療保護入院者又はその家族等から求めがあった場合に、地域援助事業者(障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に規定する一般相談支援事業者など、医療保護入院者又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談支援事業者等)を紹介するよう努めること(第33条の5) ・病院内に医療保護入院者の入院の必要性等を調査審議する委員会を設けるなど、医療保護入院者の退院を促進するための措置を講ずること(第33条の6) | | | | | | |
| 想定される代替案 | 事業者が医療保護入院者の退院支援を行う制度を精神保健福祉法上に新たに設け、精神科病院内における退院を促進するための上記の措置を、精神科病院の管理者ではなく、当該事業者に行わせることとします。 | | | | | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 | | | | | |
| 1 遵守費用 | 精神科病院の管理者に、 ・退院後生活環境相談員を選任する業務負担 ・医療保護入院者又はその家族等に対して地域援助事業者を紹介する業務負担 ・精神科病院内における委員会の開催等医療保護入院者の退院を促進するために必要な体制の整備を行う等の業務負担が発生しますが、本規制案は、精神科病院における既存の人員体制等に対応することが可能であるため、過大な費用負担にはならないものと考えられます。 | 事業者が退院を促進するための上記の措置を行う人員等を、別途配置するための費用が発生することが想定されます。また、精神科病院が医療保護入院者の退院を促進するための上記の措置を事業者に委託するための業務委託費や、精神科病院と事業者との連絡調整費用等が発生することも想定されます。 | | | | | |
| 2 行政費用 | 行政による精神科病院への指導監督の際の調査項目等が増えますが、大きな負担増とはならないものと考えられます。 | 精神科病院への指導監督に加え、当該事業者に対する指導監督も必要になり、また、当該事業者の事業の適正さを担保するための指定・登録制度等を設けることによる費用が発生することも想定されます。 | | | | | |
| 3 その他の社会的費用 | 医療保護入院者の早期退院及び地域生活への円滑な移行が促進され、精神障害者の社会的入院(退院後の地域の受け皿がないために退院することができず、入院を続けざるを得ない状態)の解消に伴う費用の削減等が期待されます。 | 改正案と同様に精神障害者の社会的入院の解消に伴う費用の削減等が期待されます。 | | | | | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 | | | | | |
| | 本規制により医療保護入院者の早期退院及び地域生活への円滑な移行が促進され、精神障害者の社会的入院の解消が図られることは、精神障害者の生活の質の向上や、社会経済的な損失の減少につながります。 | 改正案と同程度の便益が発生することが見込まれます。 | | | | | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 改正案の費用と便益を比較すると、精神科病院の管理者に発生する業務負担等の費用に比べ、その便益は精神障害者の生活の質の向上や、社会経済的な損失の減少など社会全体に広くもたらされるものであることから、便益は費用を大きく上回っていると考えられます。 さらに改正案と代替案を比較すると、便益は大差ないものの、費用は代替案の方が改正案よりも明らかに大きいことから、改正案が望ましいものと考えます。 | | | | | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)において、「精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。」とされています。これを踏まえて設けられた、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム(第3R)」(平成24年6月28日とりまとめ)では、医療保護入院について、入院当初からの早期の退院を目指した手続の導入の必要性等が指摘されていますが、本改正案は、当該指摘内容を概ね踏まえたものとなっています。 | | | | | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 施行後3年を目途として、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするを検討しています。 | | | | | | |